

Renewal
2026.4.1~

GO | SENDAI ON! JAPAN



仙台市企業立地 促進助成金

BPO・バックオフィス

交付対象ー

企業の人事，総務又は会計などの事務管理部門の事務処理又はデータ処理に係る業務について，情報技術を活用することにより，主に県外の企業に対して，付加的な価値の提供を行う事業所。

最大14か月分のオフィス賃料を助成
サービスオフィスにも対応

○ 交付要件

特定投資額 3,000万円以上

特定投資額：新規投資に係る建物・償却資産の固定資産税課税標準額の合計額

○ 交付額

(固定資産税課税標準額×○○%)

	基本額	特別加算	限度額
土地・建物	5%	+2%	(新設) 1億円 (増設・市内移転) 3,000万円
償却資産 (※)	4%	—	

※助成金交付申請年度において、固定資産税課税標準額が1点あたり100万円以上のものに限る。(免税点未満の場合は対象外)

○ 助成金試算例

(固定資産税課税標準額 土地1億円・建物2億円・償却資産3,000万円)

- ・土地・建物に対する助成 (1億円+2億円) × 5% = 1,500万円
 - ・償却資産に対する助成 3,000万円 × 4% = 120万円
- 合計1,620万円**

○ 手続き

① 事前協議書の提出

—土地の売買契約を締結する日又は建物の売買契約若しくは建設工事請負契約を締結する日のいずれか遅い日の前日まで

② 助成金交付指定申請書類の提出（助成対象事業としての認定申請） — 操業開始日の30日前まで

必要書類

- ・事業計画書・商業登記簿謄本又は履歴全部事項証明書・会社概要書・直近3箇年分の決算報告書
- ・施設等の売買契約書若しくは工事請負契約書の写し・建築確認申請書、確認済証、検査済証写しなど

③ 操業開始届の提出 — 操業開始後

④ 助成金交付申請書類の提出（助成金交付の申請）

必要書類

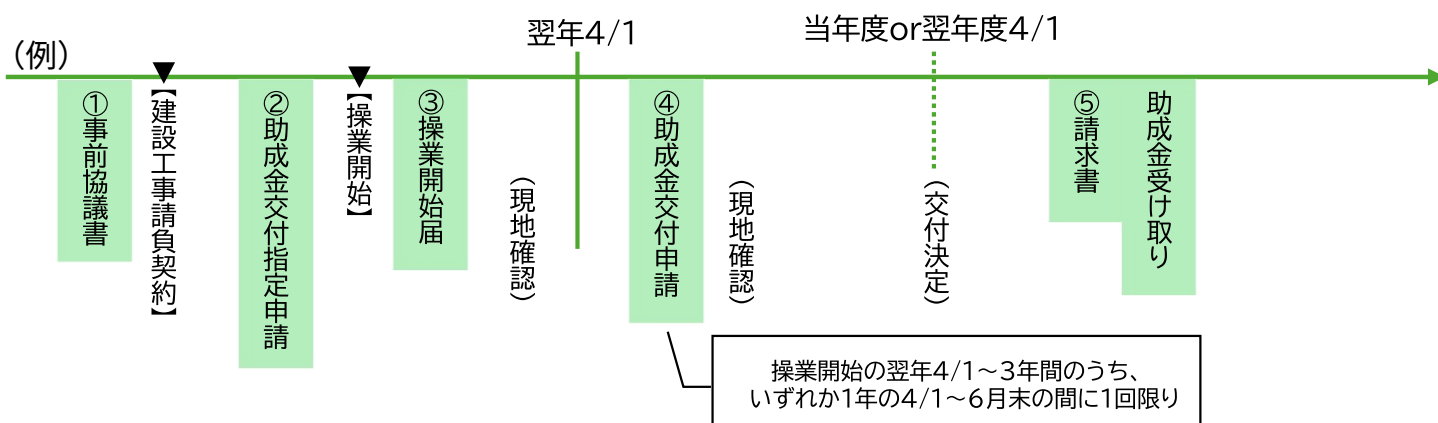
- ・事業報告書・最新の決算報告書・納税関係書類など

⑤ 請求書の提出 — 助成金交付決定後

助成金受け取り (予算措置状況により、助成金交付決定時期は変動します)

★操業継続報告書の提出（操業継続義務期間：操業開始日から10年間）

(操業開始日から1年経過する毎に毎年。 ※④助成金交付申請を行う年度を除く)



○交付要件

- ①特定投資額 3,000万円以上
- ②交付対象事業に係る事業所において、市内在住の正社員が5人以上いること（判定対象期間あり）

特定投資額：建物の1か月分賃借料（共益費及び消費税額を除く）に60を乗じた額に、固定資産課税台帳に登録された償却資産の課税標準額の合計を加算した額

○交付額

建物：年間平均月額賃借料×〇〇か月分

市内移転の場合、新旧家賃の差分が助成対象。

㎡単価上限：通常オフィス8,000円 サービスオフィス31,000円

	基本額	地域加算	特別加算	限度額/年
建物	10か月分	+2か月分	+2か月分	（新設）3,000万円 地域加算 +1,000万円 （増設・市内移転）1,500万円 地域加算 +500万円 特別加算の場合は上記に1.2倍

交付期間：2年間。各年に助成月数を按分して交付。

サービスオフィスの場合：助成月数は3か月分（地域加算・特別加算の対象外）

○助成金試算例（簡易計算）※実際は各年の平均月額賃借料に基づきます

（建物年間平均月額賃借料 300万円/月）

地域加算・特別加算適用の場合

・建物賃借料に対する助成 300万円×（10か月分+2か月分+2か月分）=4,200万円 合計4,200万円

○手続き

- ① 事前協議書の提出 一賃貸借契約日の前日まで
- ② 助成金交付指定申請書類の提出（助成対象事業としての認定申請） 一操業開始日の30日前まで

必要書類

- ・事業計画書・商業登記簿謄本又は履歴全部事項証明書・会社概要書・直近3箇年分の決算報告書
- ・施設等の賃借料契約書の写しなど

- ③ 操業開始届の提出 一操業開始後
- ④ 助成金交付申請書類の提出（助成金交付の申請） 一1年目期間終了後2か月以内

必要書類

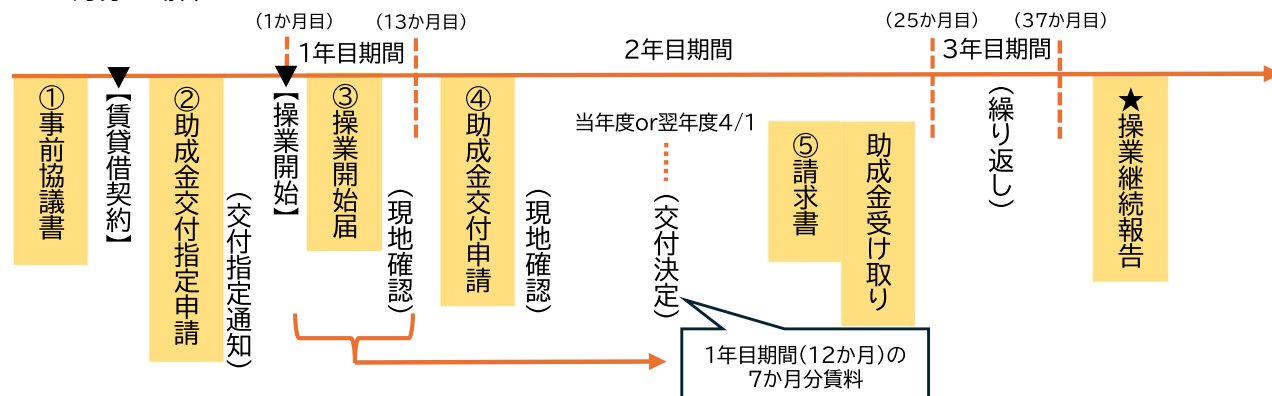
- ・事業報告書・最新の決算報告書・正社員名簿・納税関係書類など

- ⑤ 請求書の提出 一助成金交付決定後
助成金受け取り

💡 建物に対する助成月数を1/2にすることで、
操業継続義務期間も1/2に短縮が可能
（②交付指定申請時に申し出があった場合のみ）

★操業継続報告書の提出（操業継続義務期間：操業開始日から4年間。地域加算・特別加算の場合各+2年）
（操業開始日から1年経過する毎に毎年。※④助成金交付申請を行う年度を除く）

（例）14か月分の場合



(加算制度)

地域加算

建物賃借型

- ① **都心部** 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第3項の規定に基づく都市再生緊急整備地域

特別加算

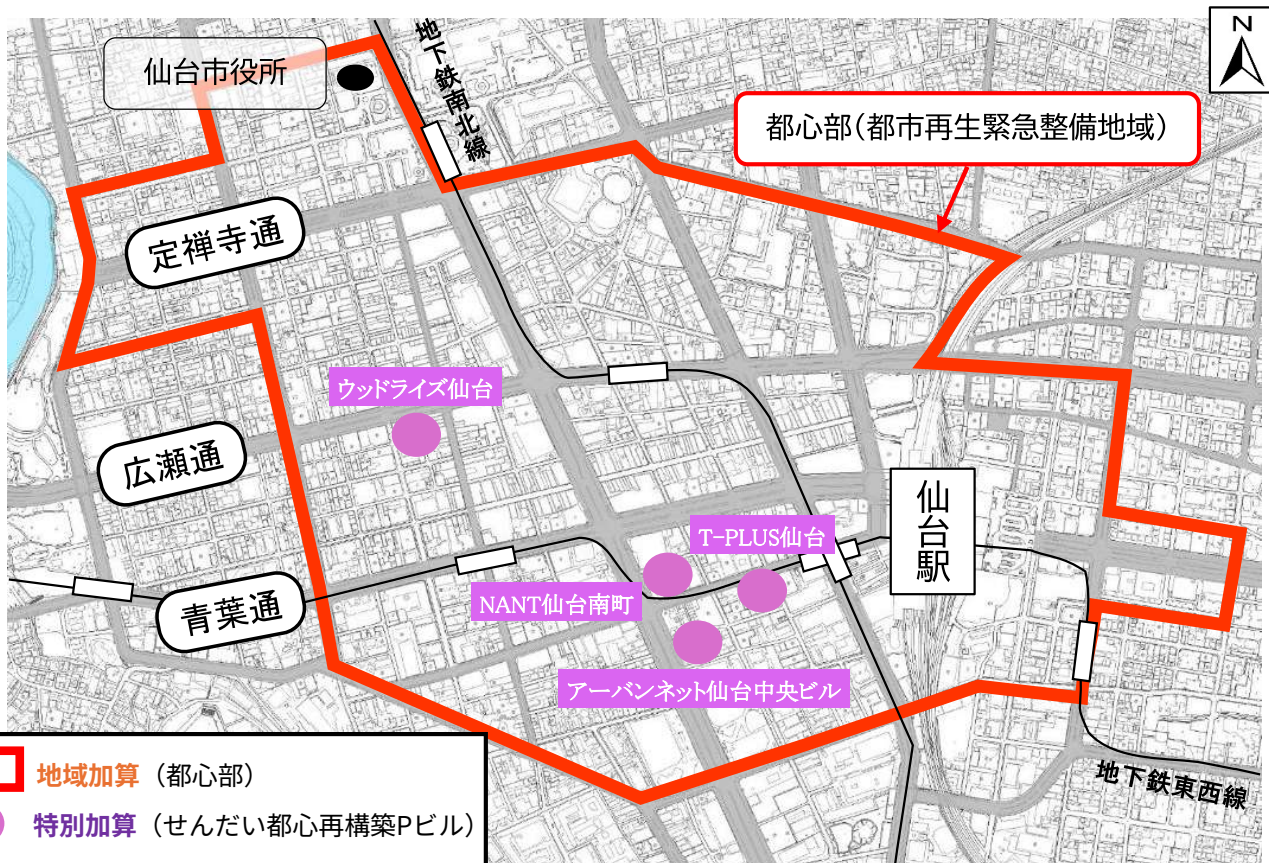
- ① **せんだい都心再構築プロジェクトビル入居** **建物賃借型**

せんだい都心再構築プロジェクトの施策を活用したビルに入居

(1) アーバンネット仙台中央ビル (2) NANT仙台南町 (3) T-PLUS仙台 (4) ウッドライズ仙台

- ② **再生可能エネルギー利活用（建物のみ+2%加算、加算上限額あり）** **建物取得型**

交付対象事業の事業所に係る年間の電気使用量が原則として15万kWh以上であり、100kW以上の自家消費型太陽光発電設備を導入すること。上記に加え、10年以上にわたり再生可能エネルギー由来の電力を調達し、当該事業所の電力使用に係るCO₂排出量を実質ゼロとすること（詳細は別紙）



(注意事項)

- ① 交付対象事業を縮小、休止又は廃止する場合、当該事実が発生した日から30日以内に届け出を行ってください
 (縮小)：助成金交付の申請を行った時点から事業所の床面積数もしくは月額賃借料が2分の1以下になった場合
 (休止)：交付対象事業が一定期間停止となる場合
 (廃止)：助成金交付の申請を行った時点から事業所の床面積数もしくは月額賃借料が4分の1以下になった場合
 など、当初の事業計画から大幅に変更された場合
- ② 操業継続義務期間中に、上記（縮小）に該当する場合、当初の操業継続義務期間が2～4年が延長となります。
 建物取得型の場合（操業開始日から6年以上8年未満経過の場合、2年延長。6年未満経過の場合、4年延長。）
 建物賃借型の場合（操業継続義務期間終了日から2年未満時点の場合、2年延長。2年以上時点の場合、3年延長。）
- ③ 操業継続義務期間中に、上記（休止）や（廃止）に該当する場合や操業継続報告書の提出が期限内に行われな
 いときなどは、交付した助成金の全額もしくは一部の返還を求めます。

お問い合わせ

仙台市経済局産業集積推進課 TEL：022-214-8276/E-mail：kei008040_13@city.sendai.jp

仙台市経済局首都圏プロモーション担当（仙台市東京事務所内）

TEL：03-3262-5765/E-mail：som001310@city.sendai.jp

GO! SENDAI
ON! JAPAN

仙台市企業進出ガイド

